

5 保育家庭課

5-1 児童福祉関係

1 保育所等の数及び利用定員の推移

令和7年4月1日現在の認可保育所は4か所、幼保連携型認定こども園は9園、保育所型認定こども園は26園、地方裁量型認定こども園は1園、事業所内保育所は3園、家庭的保育事業施設は1園、小規模保育事業施設は1園である。

少子化の影響により、全体的に入所児童数は減少傾向であるが、3歳未満児保育のニーズは依然高い状況である。

施設数及び利用定員

区分 年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
R 3	16	1,345	29	2,796	45	4,141
R 4	16	1,125	30	2,801	46	3,926
R 5	16	1,125	30	2,744	46	3,869
R 6	15	1,022	30	2,700	45	3,722
R 7	15	1,022	30	2,714	45	3,736

*施設数に分園を含む。

*令和6年11月に小規模保育事業施設 IRIECOCO 保育園を開設した。また、令和6年度末で千代保育園千栄分園が本園に統合された。このため、施設数の増減なし。

2 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(令和7年4月1日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
丸山保育園	/	/	/	2	3	4	9	0	0	9	23
座光寺保育園	2	5	11	18	16	18	70	0	0	70	110
下久堅保育園	/	4	12	6	15	11	48	0	0	48	90
上久堅保育園	/	/	/	2	4	3	9	0	0	9	23
龍江保育園	/	5	5	7	12	10	39	0	0	39	80
竜丘保育園	/	/	/	14	9	12	35	0	0	35	60
川路保育園	/	/	/	13	10	13	36	0	0	36	45
三穂保育園	/	1	8	3	7	10	29	0	0	29	45
山本保育園	/	2	4	6	5	8	25	0	0	25	70
中村保育園	/	1	11	11	17	8	48	0	0	48	90
殿岡保育園	/	5	13	14	23	8	63	0	0	63	90
鼎みつば保育園	2	15	17	29	26	25	114	1	0	115	150
上郷西保育園	/	4	5	15	16	20	60	0	0	60	100
上村保育園	0	2	1	1	1	0	5	0	0	5	23
和田保育園	0	0	0	1	1	2	4	0	0	4	23
公立計	4	44	87	142	165	152	594	1	0	595	1,022
あふち保育園	0	0	0	0	1	0	1	/	/	1	/
下市田保育園	0	0	0	1	0	0	1	/	/	1	/
わかばこども園	0	0	0	0	0	1	1	/	/	1	/
市外公立委託計	0	0	0	1	1	1	3	/	/	3	/

園名	飯田市入所児童							他市町村	自由契約	合計	利用定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
時又保育園	2	13	18	22	13	22	90	1	0	91	90
慈光保育園	1	4	5	5	6	6	27	0	0	27	30
さくら保育園	1	9	12	14	13	11	60	1	0	61	60
あすなろ保育園	2	10	8	5			25	0	0	25	30
私立保育園計	6	36	43	46	32	39	202	2	0	204	210
飯田仏教保育園	4	22	22	32	22	24	126	6	0	132	170
飯田中央保育園	2	11	15	19	9	21	77	4	0	81	135
飯田子供の園保育園	2	7	6	8	8	4	35	1	0	36	50
風越こども未来園	3	15	20	22	17	23	100	1	0	101	123
伊賀良保育園	2	12	27	25	34	32	132	0	0	132	150
育良保育園	3	12	13	19	19	21	87	1	0	88	120
羽場こども未来園	3	6	11	13	16	17	66	2	0	68	76
明星保育園	3	23	20	31	27	29	133	0	0	133	120
高松保育園	0	9	15	9	14	10	57	1	0	58	60
千代保育園	0	10	9	6	5	5	35	0	0	35	45
慈光松尾こども園	2	32	36	50	49	49	218	0	0	218	230
上郷なかよし保育園	5	37	37	39	25	33	176	7	0	183	210
鼎あかり保育園	4	26	23	41	35	40	169	1	0	170	150
松尾あかり保育園	4	16	20	27	28	17	112	0	0	112	105
慈光幼稚園	1	9	31	28	38	38	145	2	0	147	180
飯田ルーテル幼稚園	0	2	3	10	11	14	40	4	0	44	80
聖クララ幼稚園		14	23	32	39	29	137	2	0	139	135
入舟幼稚園・入舟保育園	0	6	15	21	16	23	81	5	0	86	95
勅使河原学園	3	11	17	17	19	19	86	6	0	92	125
ビバ・チャイルド	0	7	4	4	6	9	30	2	0	32	45
野あそび保育みつけ		1	1	2	7	4	15	7	0	22	25
私立認定こども園計	41	288	368	455	444	461	2,057	52	0	2,109	2,429
保育室コッコロ	0	4	5				9	0	0	9	10
輝山会記念病院事業所内保育所 八重のさくら保育園	0	3	3				6	0	0	6	40
川路おむすび保育園		7	3				10	1	0	11	10
私立事業所内保育所計	0	14	11				25	1	0	26	60
自然保育のつばら			2				2	0	0	2	5
家庭的保育事業計			2				2	0	0	2	5
IRIECOCO 保育園	3	1	2				6	1	0	7	10
小規模保育事業計	3	1	2				6	1	0	7	10
市内私立計	50	339	426	501	476	500	2,292	56	0	2,348	2,714
ばどま	0	0	0	0	±	0	1	0	0	1	
市外私立委託計	0	0	±	0	±	0	1	0	0	1	
市内施設合計	54	383	513	643	641	652	2,886	57	0	2,943	3,736
認可計	54	383	513	644	642	654	2,890	57	0	2,947	

3 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に、令和元年10月1日から保育園・認定こども園等の利用料の無償化を実施している。

【国制度】	認可保育園・認定こども園・地域型保育事業等	認定こども園		認可外保育施設等
		1号認定	預かり保育	
	2号・3号認定		新2号・新3号	新2号・新3号認定
3～5歳児クラス	無償化	無償化	上限月額 11,300円	上限月額 37,000円
満3歳児	—	無償化	上限月額 16,300円 (非課税世帯のみ)	—
住民税非課税世帯 0～2歳児クラス	無償化	—	—	上限月額 42,000円

※新2号・新3号：保育の必要性の認定が必要。

※認可外保育施設等：届出済認可保育施設、一時預かり保育、ファミリーサポートセンター、病児保育

4 副食費の免除

給食費のうち、おかず・おやつなどの副食費は、保育料に含まれている額（認定こども園1号認定以外）であったが、保育料無償化に合わせて、実費負担となった。

低所得世帯への配慮として、市民税所得割額が一定額未満の世帯の副食費は免除となっている。市独自の取り組みとして、22歳未満の兄・姉が2人以上いる1号認定・2号認定の子どもについて世帯の市民税所得割額に関係なく副食費が免除となっている。

1号認定（満3歳以上・教育区分）

世帯	22歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101円未満世帯	副食費免除		
市民税所得割額 77,102円以上世帯	実費徴収		

2号認定（4月1日時点で満3歳以上・保育区分）

世帯	22歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 57,700円未満世帯 (ひとり親・障がい世帯については77,101円未満)	副食費免除		
市民税所得割額 77,102円以上世帯	実費徴収		

5-2 児童手当関係

1 児童手当の支給

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもと、高校生年代までの児童を養育する方に手当を支給する国の制度。

(1) 手当の額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）	
3歳未満	15,000円	（多子加算） 第3子以降：30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

※「第3子以降」とは、児童及び児童の兄弟等（22歳年度末まで）のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいう。

(2) 支給方法

年6回（原則として、偶数月にそれぞれの前月分まで（2か月分）を支給）

(3) 支給状況（毎年2月末現在の認定者数）

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受給者数	6,810人	6,712人	6,373人	6,153人	7,161人
支給児童延べ人数（月）	11,880人	11,691人	11,081人	10,632人	12,964人

5-3 ひとり親関係

1 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（令和7年4月から）

区分	月額	児童加算額
		第2子以降1人につき
全部支給の場合	46,690円	11,030円
一部支給の場合	所得額に応じ 46,680円～11,010円	所得額に応じ 11,020円～5,520円

※一部支給は所得に応じて10円きざみの額

（計算式）

〈第1子〉手当額＝46,680－{(受給者の所得額－全部支給の場合の所得制限限度額)×0.0256619}

〈第2子以降加算額〉

手当額＝11,020－{(受給者の所得額－全部支給の場合の所得制限限度額)×0.0039568}

※計算式の{ }内の額は10円未満四捨五入

(2) 支給方法

年6回 奇数月

(3) 認定状況（毎年5月末現在の認定者数）

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
985人	946人	937人	903人	847人	805人	786人

2 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために長期間養成機関に通う間の生活の不安や負担を軽減するため、修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

3名（令和7年5月末現在）

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円、最終学年 月40,000円増

3 自立支援教育訓練給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく特定の講座を受講した際に、本人が支払った受講料の一部を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

1名（令和6年度実績）

(3) 自立支援教育訓練給付金の額

対象講座の受講料（入学金、授業料等の総額）の60%（上限あり）

※資格取得や就職等した場合は受講料の25%を追加支給（上限あり）

4 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

5 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
100人	90人	130人	120人	100人	100人	100人

(2) 実施事業（県母寡連・市・母子会・社協補助事業）（令和7年度）

ア 親と子のいきいき講座事業：令和7年8月11日実施

イ 親と子の集い事業：令和7年5月3日実施

6 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
交通災害遺児見舞金	長野県社会福祉協議会	150,000円

5-4 結婚新生活支援事業

1 結婚新生活支援事業補助金の交付

若い世代の婚姻に伴う新生活への経済的な不安を軽減することで結婚の機運を高めるため、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（新居の住宅費及び新居への引越費用）を補助する。

(1) 対象者

婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下の新婚世帯であり、補助の対象となる市内の住宅に夫婦が居住する世帯

(2) 補助額

1世帯あたり補助額	夫婦の合計所得額 (奨学金を返済している場合は年間返済額を控除)	
	500万円未満	500万円以上
夫婦ともに39歳以下	上限30万円	上限10万円 (令和6年度～)
夫婦ともに29歳以下	上限60万円	

(3) 申請状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	10件	51件	86件